

議案第73号

大口町基金条例の一部改正について

大口町基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、小口線整備に係る土地の先行取得において、不足する土地開発基金の額を増額するため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町基金条例の一部を改正する条例

大口町基金条例(平成25年大口町条例第46号)の一部を次のように改正する。
別表第4土地開発基金の項中「189,272,630円」を「245,187,
634円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

大口町基金条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第4（第4条、第7条関係）			別表第4（第4条、第7条関係）		
基金の名称	基金の額	会計名	基金の名称	基金の額	会計名
土地開発基金	245,187,634円	土地取得特別会 計	土地開発基金	189,272,630円	土地取得特別会 計

改正要旨

1 改正理由

小口線の整備に当たり、土地開発基金からの借入金（見込）が基金の現金残額を超えるため、先行取得のため不足額を一般会計から基金に繰り入れて、基金総額を増額する。

土地開発基金は公共の利益のため土地を先行取得するために定額の資金（原資）を運用する基金であり、原資が増額することとなるので、平成30年度末現在の基金総額に、今回補正増額を足した額を基金の額とする改正を行う。

2 土地開発基金の状況

基金の額（現在額）	190,623,634円①
うち、貸付金額	120,453,032円
基金残額（現金）	70,170,602円②

今後土地開発基金からの借入見込金額

124,734,000円③

土地開発基金不足額（③－②）

$$\begin{aligned} & 124,734,000円 - 70,170,602円 \\ & = 54,563,398円 \\ & \div 54,564,000円（補正増額）④ \end{aligned}$$

補正後の土地開発基金の額（①＋④）

$$\begin{aligned} & 190,623,634円 + 54,564,000円 \\ & = 245,187,634円 \end{aligned}$$

3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。